

放課後クラブで実施する継続プログラム（有料）に関するガイドライン

本ガイドラインは継続プログラム（有料）を実施するにあたり、渋谷区放課後クラブ「クラブ事業コーディネート」業務受託事業者が遵守すべき事項について一定の基準を策定したものである。

なお、項目 3 から 5 については、受託事業者はもとより、受託事業者がプログラム実施者へ遵守させることを定めたものである。

1 プログラムの内容について

- (1) 渋谷区教育委員会の目的・方針に沿ったもの
- (2) 保護者や児童のニーズ、時代の要請に沿ったもの
- (3) 以下について留意すること
 - ①公序良俗に反する内容ではないこと
 - ②小学生（学齢期）の児童にふさわしい内容であること
 - ③継続的かつ安定的に提供できるプログラムであること
 - ④特定の政治や宗教の普及や振興に関わるものでないこと

2 プログラム実施者の選定について

プログラム実施者（企業・個人）を選定する際には、選定基準を明らかにし、公正・公平性を担保し、特定の企業や講師のみに偏らないこと。

3 参加費について

- (1) 参加費を徴収することを可能とする。
 - ①参加費を徴収するプログラムを継続プログラム（有料）と呼び、教材費・材料費以外の参加費を徴収するものとする。
 - ②より多くの児童が参加できるような価格を設定すること。
小学校の施設で実施していることを踏まえ、施設料や広告宣伝費等が不要である点を考慮し、市場一般で提供されている同種のプログラムの価格と比べて安価であること。
 - ③生活困窮世帯に対して、参加費を軽減させる措置（スタディクーポン事業）を講じるよう努めるとともに、周知をすること。
- (2) 参加費の変更について
参加費を変更する際は、教育委員会及び参加者に事前に提示し、原則、同一のサービス内においては同一の参加料とすること。
- (3) 参加費の徴収について
プログラム実施者（個人・企業）の責任において、参加費を徴収すること。

4 保護者との契約について

継続プログラム（有料）の提供に際しては、プログラムを実施する前に、参加児童の保護者と書面又は電子契約書により契約を結び、以下の項目を契約内容に盛り込むこと。

- （１）プログラム内容（実施回数を含む）
- （２）参加費及び徴収方法（未払いの場合の対応を含む）
- （３）開始及び終了時期
- （４）中止の手続き方法
- （５）プログラム提供者側の都合で当該プログラムが実施できない場合の対応
- （６）保護者から講師への連絡方法

5 プログラムの実施にあたっての注意事項

（１）児童との接し方に関する事項

- ①言葉遣いや発言内容、態度等に十分な注意を払うこと。
- ②無断で児童の写真や動画を撮影しないこと。
- ③児童と不必要に身体的な接触をしないこと。
- ④児童に対して暴力、罵倒、差別的な発言、体罰等を行わないこと。
- ⑤自身の健康状態に十分に留意すること。（病気や飲酒、薬の服用等）
- ⑥児童と個人的な約束、又は連絡先等の交換をしないこと。
- ⑦服装は露出を控え、清潔感のある動きやすいものとし、アクセサリ・ネイル等も華美にしないこと。
- ⑧児童が怪我をした場合等、児童の体調に異常が見られた際は、ただちに放課後クラブと学校に報告し対処すること。

（２）学校の施設利用に関する事項

- ①使用する特別教室等の施設は原状回復を原則とすること。（利用する施設の物品を移動するときは、原則プログラム実施者が行うこと）
- ②学校の備品を利用する場合は、事前に学校の許可を得ること。また、許可なく外部に持ち出さないこと。なお、消耗品（チョーク、ホワイトボードマーカー、コピー用紙等）は講師が自分で用意すること。

（３）児童や保護者に対する活動の周知に関する事項

- ①児童や保護者に対して、直接的な営利行為（販売、勧誘等）を行わないこと。なお、活動で使用する教材等以外に配布物がある場合は、事前に教育委員会の許可を得ること。
- ②参加募集のチラシ等はプログラム実施者が作成すること。また、配布の際は、事前に教育委員会の許可を得ること。
- ③提供プログラム実施に際し、児童や保護者等への周知や問合せには、誠意を持って対応すること。
- ④保護者等に提供プログラム参加児童の成果を披露する機会を設けること。

(4) その他の事項

- ①利用者のニーズに対応できるよう多くの児童を受け入れること。
- ②参加児童の募集に対し、応募が多かった場合は、抽選をする等公平性に配慮すること。
- ③抽選等の結果、落選者が発生した場合は落選者対応プログラムの実施に努めること。
- ④予定していたプログラムを実施できなくなった時は、速やかに教育委員会に連絡すること。
- ⑤提供プログラムは、放課後クラブ運営のクラブ事業であることを認識し、放課後クラブ運営事業者へ発出した通知及びガイドラインに沿った運営を行うこと。
- ⑥書面に掲載されていない事項については、教育委員会の指示に従うこと。

6 継続プログラム（有料）の提供終了について

- (1) プログラムの提供を終了する場合は、3 か月前に教育委員会に申し出ること。
- (2) 渋谷区教育委員会の目的・趣旨から逸脱した活動状況が確認された場合、所管課の判断により、継続プログラム（有料）の提供・実施を中止できる。

朝の見守り事業で実施する朝プログラム（無料）に関するガイドライン

本ガイドラインは朝プログラム（無料）を実施するにあたり、朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務受託事業者が遵守すべき事項について一定の基準を策定したものである。

なお、項目3から5については、受託事業者はもとより、受託事業者がプログラム実施者へ遵守させることを定めたものである。

1 プログラムの内容について

- (1) 渋谷区教育委員会の目的・方針に沿ったもの
- (2) 保護者や児童のニーズ、時代の要請に沿ったもの
- (3) 以下について留意すること
 - ①公序良俗に反する内容ではないこと
 - ②小学生（学齢期）の児童にふさわしい内容であること
 - ③継続的かつ安定的に提供できるプログラムであること
 - ④特定の政治や宗教の普及や振興に関わるものでないこと

2 プログラム実施者の選定について

プログラム実施者（企業・個人）を選定する際には、選定基準を明らかにし、公正・公平性を担保し、特定の企業や講師のみに偏らないこと。

3 プログラム参加費について

経費等保護者から徴収することはできない。経費は委託料から支給する講師料に含めるものとする。

4 プログラムの実施にあたっての注意事項

- (1) 児童との接し方に関する事項
 - ①言葉遣いや発言内容、態度等に十分な注意を払うこと。
 - ②無断で児童の写真や動画を撮影しないこと。
 - ③児童と不必要に身体的な接触をしないこと。
 - ④児童に対して暴力、罵倒、差別的な発言、体罰等は行わないこと。
 - ⑤自身の健康状態に十分に留意すること。（病気や飲酒、薬の服用等）
 - ⑥児童と個人的な約束、又は連絡先等の交換をしないこと。
 - ⑦服装は露出を控え、清潔感のある動きやすいものとし、アクセサリー・ネイル等も華美にしないこと。
 - ⑧児童が怪我をした場合等、児童の体調に異常が見られた際は、ただちに放課後クラブと学校に報告し対処すること。

(2) 学校の施設利用に関する事項

- ①使用する体育館等の施設は原状回復を原則とすること。
- ②学校の備品を利用する場合は、事前に学校の許可を得ること。また、許可なく外部に持ち出さないこと。なお、消耗品（チョーク、ホワイトボードマーカー、コピー用紙等）は講師が自分で用意すること。

(3) 児童や保護者に対する活動の周知に関する事項

- ①児童や保護者に対して、直接的な営利行為（販売、勧誘等）を行わないこと。なお、活動で使用する教材等以外に配布物がある場合は、事前に教育委員会の許可を得ること。
- ②参加募集のチラシ等はプログラム実施者が作成すること。また、配布の際は、事前に教育委員会の許可を得ること。
- ③提供プログラム実施に際し、児童や保護者等への周知や問合せには、誠意を持って対応すること。
- ④保護者等に提供プログラム参加児童の成果を披露する機会を設けること。

(4) その他の事項

- ①利用者のニーズに対応できるよう多くの児童を受け入れること。
- ②参加児童の募集に対し、応募が多かった場合は、抽選をする等公平性に配慮すること。
- ③抽選等の結果、落選者が発生した場合は落選者対応プログラムの実施に努めること。
- ④予定していたプログラムを実施できなくなった時は、速やかに教育委員会に連絡すること。
- ⑤提供プログラムは、放課後クラブ運営のクラブ事業であることを認識し、放課後クラブ運営事業者へ発出した通知及びガイドラインに沿った運営を行うこと。
- ⑥書面に掲載されていない事項については、教育委員会の指示に従うこと。

5 朝プログラム（無料）の提供終了について

渋谷区教育委員会の目的・趣旨から逸脱した活動状況が確認された場合、所管課の判断により、朝プログラム（無料）の提供・実施を中止できる。